

第2章 行政機構

1 総論

平成23年度の機構及び定員については、その要求にあたり、「組織・定員管理に係る基準」（平成13年11月22日総務省行政管理局）によるほか、「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」（平成22年7月27日閣議決定）において「人件費についても、各大臣において抑制・削減に取り組むと同時に、政府全体でも抑制・削減に全力で取り組む」こととされたことを踏まえ、事業仕分け、地域主権戦略大綱に則った出先機関改革、情報通信技術を活用した行政刷新等を初めとした行政全般の徹底的な見直しを進め、既存の機構・定員等について根本的な見直しを行うこととされた。

機構については、既存機構の合理的再編成により対処することとし、定員については、「平成23年度の定員要求について」（総管査第325号）において示された定員合理化要求を行うとともに、増員要求を厳に抑制することとされた。

独立行政法人については、昨年12月に閣議決定した「独立行政法人の抜本的な見直しについて」及び本年4月に実施した独立行政法人に係る事業仕分けの評価結果等を踏まえ、独立行政法人の業務の見直し等を着実に実施することとし、その内容を確実に独立行政法人に係る個別法の改正等に関する要求に反映させるとともに、平成22年中に組織・業務の見直しの結論を得た独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）等を踏まえ、無駄を徹底して排除すべく組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直しを進め、その内容について可能な限り要求に反映させることとされた。

2 機構等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

ア 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）附則第19条による改正（平成23年7月1日施行）

動物検疫所の所掌事務における「輸出入動物その

他の物に対する家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定による輸出入検査及びこれに基づく処置が「家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定による輸出入動物その他の物に対する輸出入検査その他の措置」に改められた。

イ 農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成23年法律第65号）による改正（平成23年9月1日施行）

(ア) 地方農政局の地域センター

a 地方農政事務所（38か所）及び統計・情報センター（157か所）を廃止するとともに、地方農政局の所掌事務の一部を分掌させるため、分掌機関として地域センター（59か所）が設置された。

b 地方農政局の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定めることとされた。

(イ) 北海道農政事務所の分掌事務について、農業経営の改善及び安定に関する事務全般を分掌することに伴い、所掌事務における「（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）の規定による交付金の交付に係るものに限る。）」が除かれた。

(ウ) 北海道農政事務所の地域センター

a 北海道農政事務所の統計・情報センター（19か所）を廃止するとともに、北海道農政事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、分掌機関として地域センター（6か所）が設置された。

b 北海道農政事務所の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定めることとされた。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成23年政令第246号）による改正（平成23年9月1日施行）

(ア) 大臣官房

a 大臣官房の所掌事務を変更。

b 生産振興審議官1人及び報道官1人を新設、政策報道官を廃止。

c 評価改善課を新設、情報評価課を廃止、環境バイオマス政策課を環境政策課に改組、総務課、

- 経理課及び食料安全保障課の所掌事務を変更。
- d 国際部国際政策課の所掌事務を変更。
- e 統計部に統計企画管理官を新設、統計企画課を廃止、管理課の所掌事務を変更。
- f 協同組合検査部を検査部に改組、調整課及び検査課の所掌事務を変更。
- (イ) 総合食料局
総合食料局を廃止。
- (ロ) 消費・安全局
消費・安全局、消費・安全政策課及び表示・規格課の所掌事務を変更。
- (ハ) 食料産業局
a 食料産業局を新設。
b 総務課、企画課、新事業創出課、産業連携課、バイオマス循環資源課、食品小売サービス課及び食品製造卸売課を新設。
- (ニ) 生産局
a 生産局の所掌事務を変更。
b 農産部を新設。
c 農産部に農産企画課、穀物課、貿易業務課、園芸作物課、地域作物課、技術普及課及び農業環境対策課を新設。
- (ホ) 経営局
a 経営局の所掌事務を変更。
b 構造改善課を農地政策課に、人材育成課を就農・女性課に改組。
c 総務課、経営政策課、協同組織課、金融調整課及び保険課の所掌事務を変更。
- (ヘ) 農村振興局
農村振興局及び土地改良企画課の所掌事務を変更。
- (ト) 地方農政局
a 生産部及び経営・事業支援部を新設、食糧部及び生産経営流通部を廃止。
b 地方農政事務所の廃止に伴う所要の規定の整備。
- (チ) 林野庁関係
林政部、林政課及び経営課の所掌事務を変更。
- (リ) 水産庁関係
a 漁政部、漁政課、水産経営課、漁業保険管理官及び国際課の所掌事務を変更。
b 漁業調整課を新設、沿岸沖合課及び遠洋課を廃止。
- イ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成23年政令第360号）による改正（平成23年11月28日施行）
- 行）
大臣官房及び同検査部の事務の特例として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査に関する事務が追加されるとともに、経営局及び同局金融調整課の事務の特例として、同機構の組織及び運営一般に関する事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）が追加された。
- ウ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成23年政令第83号）による改正（平成24年3月30日施行）
農村振興局の所掌事務の特例における「特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律96号）第2条第1項の特殊土壌地帯をいう。）の災害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」の期限が、平成24年3月31日から平成29年3月31日に延長された。
- (3) 農林水産省組織規則の一部改正
- ア 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成23年農林水産省令第18号）による改正（平成23年4月1日施行）
- (ア) 本省施設等機関関係
a 組織の改正等
(a) 動物検疫所
羽田空港支所東京出張所を新設、動物検疫所東京出張所を廃止。
- (イ) 本省地方支分部局関係
a 組織の改正等
(a) 地方農政局
① 農村計画部及び整備部の所掌事務を変更。
② 農村計画部資源課及び整備部防災課の所掌事務を変更。
(b) 事務所・事業所
淀川水系土地改良調査管理事務所亀岡農地整備事業建設所が廃止される等、各事務所及び事業所の組織改廃に伴う所要の規定を整備。
- イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成23年農林水産省令第43号）による改正（平成23年7月1日施行）
消費者庁への定員の振替に伴い、所要の規定の整備が行われた。
- ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成23年農林水産省令第52号）による改正（平成23年9月1日施行）
- (ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 大臣官房

- ① 総務課に広報室を新設。
- ② 政策課に情報分析室及び食ビジョン推進室を新設、首席調整官を廃止。
- ③ 経理課会計監査室を廃止。
- ④ 情報評価課情報分析・評価室並びに調査官及び行政情報調整官を廃止。
- ⑤ 評価改善課に会計監査室を新設。
- ⑥ 環境バイオマス政策課地球環境対策室及びバイオマス推進室を廃止。
- ⑦ 国際部国際経済課輸出促進室を廃止。
- ⑧ 協同組合検査部検査課上席協同組合検査官を廃止。
- ⑨ 検査部検査課に上席検査官を新設。
- ⑩ 統計部調整課に情報室を新設、統計企画課システム管理室を廃止。

(b) 消費・安全局

表示・規格課に米穀流通監視室を新設。

(c) 食料産業局

- ① 総務課に食料産業調査官及び管理官を新設。
- ② 企画課に食品企業行動室及び商品取引室を新設。
- ③ 新事業創出課に種苗審査室を新設。
- ④ 産業連携課に海外展開・輸出促進室を新設。
- ⑤ バイオマス循環資源課にバイオマス事業推進室及び食品産業環境対策室を新設。
- ⑥ 食品小売サービス課に外食産業室を新設。
- ⑦ 食品製造流通課に卸売市場室を新設。

(d) 生産局

- ① 農業生産支援課鳥獣被害対策室及び首席生産専門官を廃止。
- ② 知的財産課種苗審査室を廃止。
- ③ 生産流通振興課流通加工対策室、花き産業振興室及び特産農産物対策室並びに同課地域対策官、野菜調整官及び砂糖類調整官を廃止。
- ④ 農産部農産企画課に会計室及び食糧調査官を新設。
- ⑤ 農産部穀物課に水田農業対策室及び米麦流通加工対策室並びに首席生産専門官を新設。
- ⑥ 農産部園芸作物課に園芸流通加工対策室

及び花き産業・施設園芸振興室並びに野菜調整官を新設。

- ⑦ 農産部地域作物課に地域対策官及び砂糖類調整官を新設。
- ⑧ 農産部技術普及課に生産資材対策室を新設。
- ⑨ 農産部農業環境対策課に鳥獣災害対策室を新設。
- ⑩ 畜産部畜産振興課飼料需給対策室を新設、需給対策室を廃止。

(e) 経営局

- ① 総務課に災害総合対策室を新設。
- ② 経営政策課に経営安定対策室を新設、災害総合対策室を廃止。
- ③ 構造改善課経営構造対策室及び農地業務室を廃止。
- ④ 就農・女性課に経営体育成支援室を新設。
- ⑤ 保険課首席農業保険検査官を廃止。

(f) 農村振興局

- ① 農村政策部農村計画課に耕作放棄地活用推進室を新設、農村政策推進室の所掌事務を変更。
- ② 農村政策部中山間地域振興課地域資源循環室を廃止。
- ③ 農村政策部農村環境課農村環境調査官を廃止。
- ④ 整備部農地資源課農地・水・環境保全対策室を農地・水保全管理室に名称変更。

b 準課長級省令職の新設

部局名	名称	所掌事務
検査部	上席検査官	協同組合等検査の実施に関する事務及び当該事務の総括
食料産業局	食料産業調査官	食料産業局の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整
生産局	食糧調査官	農産企画課の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整

(イ) 本省地方支分部局関係

- a 組織の改正等
 - (a) 地方農政局
 - ① 総務部、消費・安全部、農村計画部及び統計部の所掌事務を変更。
 - ② 生産部及び経営・事業支援部に次長を設置、生産経営流通部次長を廃止。
 - ③ 総務部情報推進課を廃止、総務部会計課及び検査課の所掌事務を変更。
 - ④ 総務部会計課に国有財産管理・調達室を新設。
 - ⑤ 消費・安全部に流通監視課及び業務課を設置、地域第一課～第四課を廃止。
 - ⑥ 生産部に生産振興課、業務管理課、園芸特産課、畜産課及び生産技術環境課を新設。
 - ⑦ 経営・事業支援部に担い手育成課、事業戦略課、構造改善課及び経営支援課を新設。
 - ⑧ 農村計画部土地改良管理課の所掌事務を変更。
 - ⑨ 整備部農地整備課に農地・水保全管理室を新設。
 - ⑩ 統計部調整課及び統計企画課地域統計室を新設、統計調整課を廃止、統計企画課の所掌事務を変更。
 - (b) 地方農政局の地域センター

地方農政事務所等の廃止及び地方農政局の地域センターの設置に伴い、名称、位置、管轄地域、所掌事務及び内部組織等について所要の規定の整備が行われた。
 - (c) 北海道農政事務所

所掌事務及び内部組織等について所要の規定の整備が行われた。
 - (d) 北海道農政事務所の地域センター

北海道農政事務所の統計・情報センターの廃止及び北海道農政事務所の地域センターの設置に伴い、名称、位置、管轄地域、所掌事務及び内部組織等について所要の規定の整備が行われた。
- (ウ) 水産庁関係
 - a 組織の改正等
 - (a) 資源管理部沿岸沖合課遊漁・海面利用室を廃止。
 - (b) 資源管理部漁業調整課に沿岸・遊漁室及び首席漁業調整官を新設。
 - (c) 資源管理部国際課に海外漁業協力室及び漁業交渉官を新設。
 - b 準課長級省令職の新設

- | 部局名 | 名称 | 所掌事務 |
|-----|---------|---|
| 水産庁 | 首席漁業調整官 | 漁業の調整及び漁場の利用関係の調整に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務及び当該事務の総括 |
- エ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成23年農林水産省令第56号）による改正（平成23年10月1日施行）
 - (ア) 本省内部部局関係
 - a 組織の改正等
 - (a) 消費・安全局

消費・安全政策課に国際食料調査官を新設。
 - b 準課長級省令職の新設

部局名	名称	所掌事務
消費・安全局	国際食料調査官	消費・安全政策課の所掌事務のうち食品の安全に係るものに関する総合的な政策の企画及び立案を行うために必要な海外の情報に関する重要事項についての調査、企画及び連絡調整
 - (イ) 本省施設等機関関係
 - a 組織の改正等
 - (a) 動物検疫所
 - ① 動物検疫所に企画管理部及び危機管理課を新設、企画連絡室を廃止。
 - ② 検疫部並びに管理指導課、動物検疫課、畜産物検疫課及び海外病検査課並びに支所及び出張所の所掌事務を変更。
 - (ウ) 水産庁関係
 - a 組織の改正等
 - (a) 水産庁資源管理部漁業調整課に海外まぐろ・かじき情報調整官を新設。
 - b 準課長級省令職の新設

部局名	名称	所掌事務
水産庁	海外まぐろ・かじき情報調整官	輸入されるまぐろ及びかじきに関する情報の収集及び分析並びに連絡調整に関する事務
- オ 農林水産省組織規則及び農林水産省の職員が検査

の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（平成23年農林水産省令第61号）による改正（平成24年11月28日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 大臣官房

検査部検査課検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官の所掌事務の特例を規定。

カ 市町村の廃置分合関係

市町村の廃置分合等に伴い、統計・情報センター、森林管理署及び地域センターの管轄区域について所要の改正が行われた。（平成23年農林水産省令第18号・第43号・第56号）

3 定 員

(1) 定員の増減状況

「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月1日閣議決定）に基づき、定員の合理化が行われる一方、定員増については、政府全体を通じた一層の純減の確保という厳しい状況の下であるが、農林水産省において29人の新規増が認められたほか、内部振替及び消費者庁との各省間振替が行われた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
本 省	18,470人	17,816人	△654人
林 野 庁	487人	481人	△ 6人
水 産 庁	908人	894人	△ 14人
計	19,865人	19,191人	△674人

イ 行政機関職員定員令第3条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
林 野 庁	4,769人	4,681人	△ 88人
計	4,769人	4,681人	△ 88人

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため、平成23年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成23年政令第63号）

イ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成23年農林水産省令第20号）

